

子の名に用いることのできる文字等について

戸籍法（抄）

（昭和22年12月22日法律第224号 最終改正：平成28年5月27日法律第51号）

戸籍法を改正する法律をここに公布する。

第五十条 子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。

② 常用平易な文字の範囲は、法務省令でこれを定める。

戸籍法施行規則（抄）

（昭和22年12月29日司法省令第94号 最終改正：平成28年3月22日 法務省令第9号）

戸籍法施行規則を、次のように定める。

第六十条 戸籍法施行規則第五十条第二項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。

- 一 常用漢字表（平成二十二年内閣告示第二号）に掲げる漢字（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。）
- 二 別表第二に掲げる漢字
- 三 片仮名又は平仮名（変体仮名を除く。）

出生の届出における子の名に用いる文字の取扱いについて（通達）

（平成16年9月27日付け法務省民事局長通達法 務省民1第2664号）

子の名に用いる文字の取扱いに関する戸籍事務については、下記のとおり取り扱うこととしますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

記1 「キ」、「エ」、「ヲ」、「ゐ」、「ゑ」及び「を」は、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号・以下「規則」という。）第六〇条第三号に規定する「片仮名又は平仮名」に含まれる。

記2 長音記号「ー」は直前の音を延引する場合に限り、また、同音の繰り返しに用いる「ゝ」及び「ゞ」並びに同音の繰り返しに用いる「々」は直前の文字の繰り返しに用いる場合に限り、いずれも用いることができる。

戸籍だより 第123号 (平成18年4月 大阪法務局民事行政部戸籍課)

(問) 出生子の名として「い」「え」(小文字)等を使用することはできるか。

例)「りりい」,「じえい」

(京都局意見) 戸籍法第50条, 戸籍法施行規則第60条において使用できる文字が規定されており, この中に平仮名について使用できる旨定められている。その表記は小文字であっても平仮名である。ただし, 片仮名の小文字の使用と同様に, 表記が社会一般通念の中において, 表音文字として判読できるものとして認識されるものに限りと考える。

平仮名の小文字の使用が認められるのは, 拗音及び促音として使用する場合である。本件については, 子の名を「りりい」「じえい」として子の名に使用する場合であるから, 拗音および促音で使用する場合であり, 小文字の使用は認められることになる。」

(本省意見) 平仮名の小文字が使用できるかについては, 個別的に検討が必要になる。本問については, いずれも一般的に発音ができると考えられること, 文字の並びとして一般的に認識されていることから使用可能と考える。